

証明書の不正請求を防止！

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度をご存知ですか？

■制度の概要

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」とは、事前に窓口で登録しておくことにより、ご本人やご家族（親族）以外の第三者（代理人を含む）に証明書を交付したときに通知する制度です。

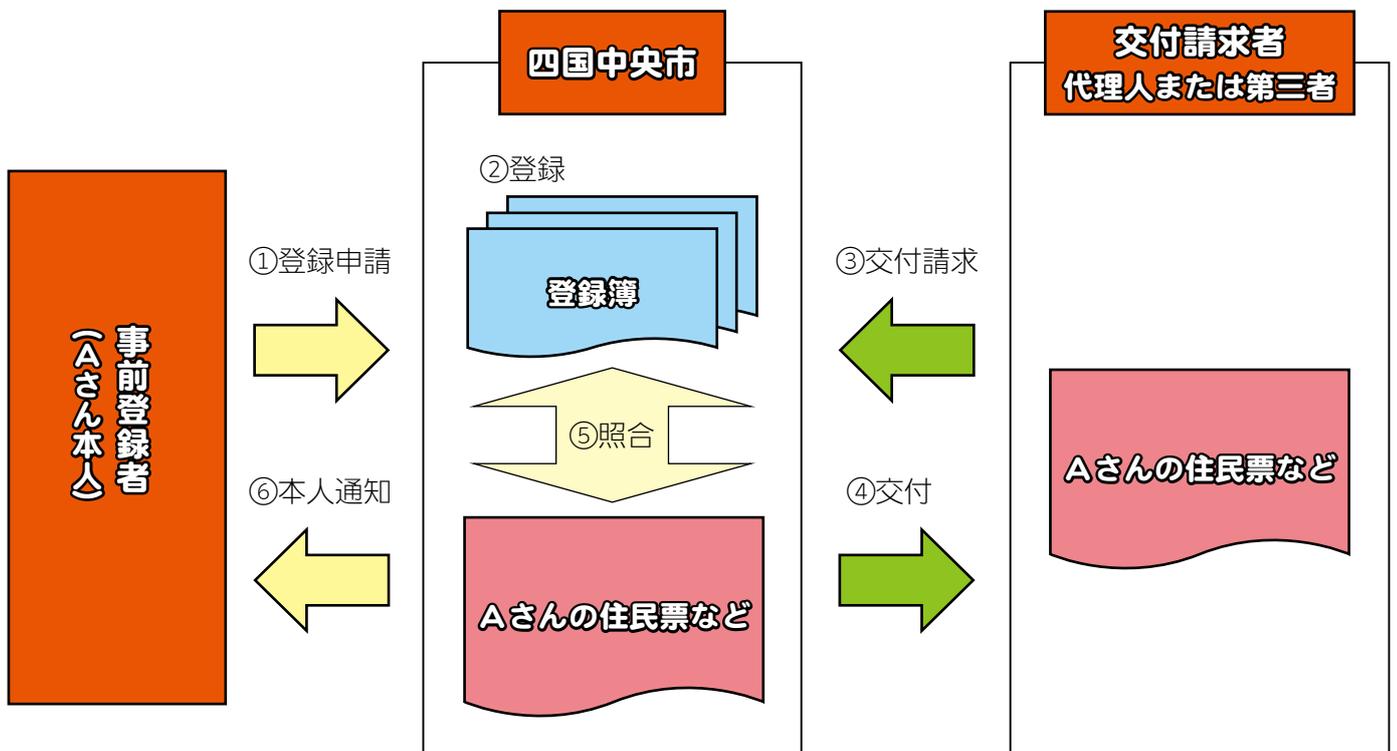
■制度導入の背景

数年前に起きた「身元調査」を目的とした戸籍謄本などの不正請求事件をきっかけに、多くの市町村がこの制度を導入し始めています。

この制度は、第三者が証明書の交付を受けたことを知る権利の保障と、不正請求の抑止を目的としています。

■制度の流れ

- ① 最寄りの市民窓口センターで登録の申請
- ② 本市で本人通知対象者名簿に登録
- ③ 第三者など（代理人を含む）から証明書の交付申請を受け付け
- ④ 証明書を交付
- ⑤ 証明書交付後に登録簿と照合
- ⑥ ご本人に書面で証明書を交付したことを通知



■登録できる人

本市に住民登録または戸籍（本籍地）がある人

■登録期間

申請日から3年間（登録できる条件を満たす限り何度でも延長できます）

■対象となる証明書

住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し

■通知する内容

交付年月日、交付証明書の種別、交付枚数、交付請求の種別（代理人または第三者の別）

※この制度は交付されたことを通知するもので、交付請求者の住所・氏名は通知しません

■登録手続きに必要なもの

- 申請書（窓口備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます）
- 窓口に来られる方の本人確認ができるもの
- 代理人の場合は委任状が必要
- 法定代理人の場合はそれを証する書類

※なお郵便による申請もできます。詳しくはお問い合わせください

■受付窓口

各庁舎の市民窓口センター

問 市民窓口センター 28・6013